

改正

令和7年4月1日規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人東洋大学寄附行為（昭和26年3月5日施行）第62条第3項及び学校法人東洋大学役員等報酬委員会規則（昭和60年10月21日施行）第5条第2項に基づき、東洋大学学長（以下「学長」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

(給与)

第2条 給与は次のとおりとする。

- (1) 本俸（年俸）
- (2) 通勤手当
- (3) 退任慰労金
- (4) その他の手当
（本俸及び通勤手当）

第3条 本俸は年額とし、その額及び支給方法は、別表第1に定める。

2 通勤手当は、別に定める学校法人東洋大学通勤手当支給基準（昭和58年5月26日施行）に基づいて支給する。

(退任慰労金)

第4条 退任したときは、別表第2に定める退任慰労金を支給する。

- 2 任期の途中で退任した場合は、別表第2に定める金額を12で除した額に在任月数を乗じて得た金額を退任慰労金とする。
- 3 専任教員としての身分を有する場合は、学長の在任期間は、専任教員としての勤続年数に算入しない。
- 4 退任慰労金は、任期最終期の退任時において、任期ごとの退任慰労金を合算して支給する。

第5条 削除

(旅費)

第6条 出張する場合は、旅費を支給する。

2 旅費の支給は、別に定める学校法人東洋大学役員等旅費取扱内規を適用する。

(支給日及び支給方法)

第7条 給与支給日及び支給方法は、この規則に定めるもののほか、東洋大学教職員給与規程（昭和33年7月17日施行）第3条、第28条及び第29条の規定を準用する。

(計算の特例)

第8条 月の途中で就任又は退任したときは、当月分を含め、当月までに支給すべき給与の全額を支給する。

(兼務者の報酬及び手当の取扱い)

第9条 学校法人東洋大学の役員報酬（退任慰労金を含む。）及び東洋大学の他の役職の兼務手当は、支給しない。ただし、報酬額が学長の給与を超える役員を兼ねたときはその報酬額を適用し、この規則で定める学長の給与は、支給しない。

(在任期間)

第10条 在任期間は、就任の月から退任又は任期満了の月までの年数とし、12カ月をもって1年とする。ただし、1年未満は月割とする。

(改正)

第11条 この規則の改正は、委員会の発議により、理事長が評議員会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2020年3月31日をもって任期満了となった学長の功労金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日規則第132号）

この規則は、2025年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 本俸（年俸）（第 2 条関係）

本俸（年額）	支給方法
18, 000, 000円	月額 1, 500, 000円

別表第 2 退任慰労金（第 4 条関係）

退任慰労金（年額）	備考
2, 700, 000円	月額 225, 000円